



第三期柏市子ども・子育て支援事業計画の変更

こども政策課

令和7年12月22日（月）

変更することとなった経緯



令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体において「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が本格実施されるに伴い、新たに次の2項が子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項となる。

- 「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」
- 「各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」

その対応のため、子ども・子育て支援事業計画の変更を行うもの。
また、当該変更併せ、その他事業においても軽微な修正も行う。

P3 「3 計画の位置付け」



「新・柏市放課後子ども総合プラン」は令和7年3月末で計画期間満了となっており、「令和7年度第1回柏市放課後子ども総合プラン運営委員会」においても計画の延長はしないこととなったため、該当本文を削除するもの。

(旧)

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付ける計画です。

また、「柏市総合計画」のうち、主に子ども及びその保護者を対象とする取組に関する部分の部門計画、児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

なお、本計画の策定に当たっては、国が定めることも大綱を踏まえ、「柏市ひとり親家庭等自立促進計画」「柏市子どもの貧困対策推進計画」と有機的な連携を図りつつ、「柏市地域健康福祉計画」「柏市教育振興計画」「柏市生涯学習推進計画」「ノーマライゼーションかしわプラン」「柏市男女共同参画推進計画」「柏市母子保健計画」「新・柏市放課後子ども総合プラン」その他子どもの保健・福祉又は教育に関する事項を定めるものとの整合を図ります。

(新)

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付ける計画です。

また、「柏市総合計画」のうち、主に子ども及びその保護者を対象とする取組に関する部分の部門計画、児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

なお、本計画の策定に当たっては、国が定めることも大綱を踏まえ、「柏市ひとり親家庭等自立促進計画」「柏市子どもの貧困対策推進計画」と有機的な連携を図りつつ、「柏市地域健康福祉計画」「柏市教育振興計画」「柏市生涯学習推進計画」「ノーマライゼーションかしわプラン」「柏市男女共同参画推進計画」「柏市母子保健計画」その他子どもの保健・福祉又は教育に関する事項を定めるものとの整合を図ります。

P29 「地域子育て支援拠点事業」



柏市子ども・子育て支援複合施設「TeToTe」1階で実施している「遊びの広場」にて、令和8年度から地域子育て支援事業を実施するため、【中央】，【市全域】の確保方を修正するもの。

※地域子育て支援拠点事業とは：子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業（こども家庭庁より引用）

(旧)

■主な事業の年次計画					
【地域子育て支援拠点事業*】					地域子ども・子育て支援事業
【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	54,174人回	54,367人回	55,126人回	57,426人回	55,842人回
確保方策	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

■主な事業の年次計画					
【中央】					地域子ども・子育て支援事業
【中央】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44,236人回	43,999人回	43,964人回	44,357人回	44,111人回
確保方策	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

■主な事業の年次計画					
【南部・東部】					地域子ども・子育て支援事業
【南部・東部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45,139人回	44,737人回	44,393人回	43,743人回	43,842人回
確保方策	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

■主な事業の年次計画					
【市全域】					地域子ども・子育て支援事業
【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	143,548人回	143,103人回	143,483人回	145,527人回	143,795人回
確保方策	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所

(新)

■主な事業の年次計画					
【地域子育て支援拠点事業*】					地域子ども・子育て支援事業
【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	54,174人回	54,367人回	55,126人回	57,426人回	55,842人回
確保方策	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

■主な事業の年次計画					
【中央】					地域子ども・子育て支援事業
【中央】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44,236人回	43,999人回	43,964人回	44,357人回	44,111人回
確保方策	6か所	7か所	7か所	7か所	7か所

■主な事業の年次計画					
【南部・東部】					地域子ども・子育て支援事業
【南部・東部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45,139人回	44,737人回	44,393人回	43,743人回	43,842人回
確保方策	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

■主な事業の年次計画					
【市全域】					地域子ども・子育て支援事業
【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	143,548人回	143,103人回	143,483人回	145,527人回	143,795人回
確保方策	22か所	23か所	23か所	23か所	23か所

P29 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」



基本的記載事項

◆ 「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進にかかる体制の確保」

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備することや、幼稚園における満3歳児クラスの利用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していきます。

➤ 乳児等通園支援事業の対象外（満3歳到達後）となった子が円滑に教育・保育施設へ接続できるように各施設で情報共有等を行う

◆ 「量の見込み」及び「確保方策」の数値の検討（下記参照） ※R7年度の試行的事業の実績値をもとに算出

（旧）

【乳児等通園支援事業*（こども誰でも通園制度）】

○0歳児

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50人日	50人日	50人日	51人日	51人日
確保方策	34人日	39人日	45人日	51人日	51人日

○1歳児

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	88人日	90人日	90人日	90人日	89人日
確保方策	34人日	52人日	71人日	90人日	90人日

○2歳児

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	79人日	89人日	91人日	90人日	91人日
確保方策	34人日	52人日	71人日	90人日	91人日

【国が示した積算方法】（単位：人日）

・必要受入時間数（対象年齢の未就園児×10時間）÷定員1人1月あたりの受入可能時間（176時間）

（新）

【乳児等通園支援事業*（こども誰でも通園制度）】

○0歳児

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	31人日	33人日	32人日	30人日	28人日
確保方策	6人日	14人日	24人日	30人日	30人日

○1歳児

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	18人日	17人日	16人日	16人日	15人日
確保方策	7人日	10人日	13人日	16人日	16人日

○2歳児

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9人日	12人日	10人日	10人日	9人日
確保方策	7人日	8人日	9人日	10人日	10人日

・認定者実績で必要受入時間数で「量の見込み」を見直し

※令和9年の計画中間見直しの際に令和8年度の実績を考慮して再度、修正予定